

# ○大府市セントキルダ小学校交流事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姉妹都市オーストラリア・ポートフィリップ市にあるセントキルダ小学校と大府市立の小学校が相互に訪問し、相互の友好を一層推進するため、大府市立の小学校に対し、予算の範囲内において交付する大府市セントキルダ小学校交流事業交付金（以下「交付金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、大府市立の小学校が行うセントキルダ小学校交流事業とする。

(交付対象経費)

第3条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、交付対象経費で、予算に定める額とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

交付対象経費	細分類	内容
需用費	消耗品費	事業に必要な物品の購入に要する費用（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	食糧費	事業を行うために直接必要とされる食糧費（団体の構成員分を除く）
	印刷製本費	記録作成等に要する印刷製本費
旅費	普通旅費	オーストラリアまでの航空運賃等
使用料	入場料	各施設等の入場料等